

「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」実施についてのお願い

国土交通省では6月に引き続き、標記キャンペーンを「自動車点検整備推進運動」にあわせて実施することとなりました。定期点検等で入庫した車両について、同省より調査協力依頼がありましたので、下記の要領に基づき点検を実施し、その結果をFAXして下さいますようお願いいたします。

- 1. 実施期間：平成 17 年 10 月 1 日～10 月 31 日
 - 2. (1)黒煙測定器を使用して点検前と点検後の黒煙濃度を測定して下さい。
(対象事業場：黒煙測定器を保有する事業場)
 - (2)エアクリーナーの清掃又は交換の必要性のチェックを行って下さい。
- 11月2日(水)までに点検結果表を振興会事業課宛FAXして下さい。

ディーゼル車点検結果表

(社)東京都自動車整備振興会 事業課 行き (FAX03 - 5365 - 9224)

1. 黒煙

調査実施事業場の認証番号: 1 -

調査番号	点検前 (%)	点検後 (%)

2. エアクリーナー

足りない場合はコピーしてお使い下さい

エアクリーナーを清掃した車両数	台
エアクリーナーを交換した車両数	台
エアクリーナーを清掃、交換が必要なかった車両数	台